

告示

埼玉県告示第四百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、中里用土地利用改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年四月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	本橋 尚	埼玉県坂戸市大字中里二百六十六番地
同	加藤 俊夫	同 大字塚崎五百一番地
同	加藤 忠史	同 五百十六番地の一
同	木村 雅男	同 五百四番地
同	鎌田 克美	同 五百七番地
同	比留間 勉	同 四百五十八番地
同	加藤 哲也	同 四百九十八番地
同	金子 映	同 大字戸口四百五十六番地
同	金子 藤雄	同 七百九十七番地
同	三田 正宣	同 四百八十一番地
同	三田 利昭	同 四百三十五番地
同	福島 克美	同 四百二十三番地
同	齊藤 貴作	同 大字新堀百十二番地
監事	加藤 滋樹	同 大字塚崎七百二十四番地二
同	加藤 清	同 大字中里三百一番地
同	松本 均	同 大字沢木三百九十七番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	山崎 好典	埼玉県坂戸市大字戸口四百三十七番地
同	高田 幸重	同 三百七十二番地一
同	三田 昭男	同 七百九十六番地
同	根本 武男	同 大字塚崎五百五十九番地の三